

議案第 7 号

太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 4 6 号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例

〔令和 年 月 日〕
〔条 例 第 号〕

太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第159号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

（単位 円）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000	344,000	459,000	594,000	779,000	979,000	1,079,000
副団長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分団長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副分団長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部長及び班長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の太宰府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。